

平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設・拡充・延長・その他 ）

No	25		府省庁名 厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（徴収規定）		
要望項目名	戦傷病者等の妻に対する特別給付金に関する非課税措置及び差押禁止措置の存続		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>戦傷病者等の妻に対する特別給付金（国債で支給。以下「特別給付金」という。）は、生涯の伴侶である夫が障害の状態であることにより、当該戦傷病者等の日常生活上の介助、看護、家庭の維持等のための大きな負担に耐えてきた戦傷病者等の妻の精神的痛苦に対し、国として特別の慰藉を行うために支給するものである。</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>現行の特別給付金国債が最終償還を迎えることから、平成28年度以降も特別給付金の支給を行う予定であるが、従来の給付制度においてとられていた</p> <p>① 特別給付金を標準として、個人住民税を課さない措置</p> <p>② 特別給付金を受ける権利及び特別給付金として交付を受けた国債について、差押えを禁止する措置を存続することについて、要望する。</p>		
関係条文	<p>○ 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和41年法律第109号）</p> <p>（差押えの禁止）</p> <p>第9条 特別給付金を受ける権利及び第五条第一項に規定する国債は、差し押さえることができない。（非課税）</p> <p>第10条 租税その他の公課は、特別給付金を標準として課することができない。</p> <p>2 特別給付金に関する書類及び第四条第一項に規定する国債を担保とする金銭の貸借に関する書類には、印紙税を課さない。</p>		
減収見込額	<p>[初年度] (精査中) [平年度] (精査中)</p> <p>[改正増減収額] (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>特別給付金は、生涯の伴侶である夫が障害の状態であることにより、戦傷病者等の日常生活上の介助、看護、家庭の維持等のための大きな負担に耐えてきた戦傷病者等の妻の精神的痛苦に対し、国として特別の慰藉を行うために支給するものである。</p> <p>また、戦傷病者等が平病死（障害年金等の支給事由（公務上の傷病等）以外の傷病により死亡した場合）した場合の特別給付金について、戦傷病者等の死亡までの間の戦傷病者等の妻としての労苦について、国として改めて慰藉を行うために支給するものである。なお、戦傷病者が公務死した場合は戦没者等の妻に対する特別給付金を支給する。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>(1)の政策目的を実現するため、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法（昭和41年法律第109号）第9条及び第10条において、特別給付金に係る非課税措置及び差押禁止措置を規定している。</p> <p>これは、戦傷病者等の妻に対して慰藉を行うという特別給付金の目的に鑑みてのものであり、また、当該措置を廃止すると、特別給付金に係る課税・差押えにより、支給対象者が実質的に法定額の満額を得られないこととなる。</p> <p>したがって、上記要望内容に記した施策の存続が必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標 VII ナショナルミニマムを保障し、利用者の視点に立った質の高い福祉サービスの提供等を図ること 施策大目標 4 戦傷病者戦没者遺族の援護、中国残留邦人等の支援を行うとともに、旧陸海軍の残務を整理すること 施策目標 4-1 戦傷病者、戦没者遺族等に対して、援護年金の支給、療養の給付等の援護を行うこと
	政策の達成目標	戦傷病者等の妻に対して、国として特別の慰藉を行う。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	今回発行する特別給付金国債の推計件数は、戦傷病者等の妻に対して支給される特別給付金が約 2 千件、平病死した戦傷病者の妻に対して支給される特別給付金が約 7 千件見込まれる。
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	特別給付金に係る非課税措置及び差押禁止措置により、慰藉を行うために適当とされた法定の額を満額受給できるようにすることは、特別給付金を支給することにより、戦傷病者等の妻に対し、国として特別の慰藉を行うという政策目的の達成に効果的であると見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税においても同様の要望を行っている。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	特別給付金に係る支給事務経費として、平成 28 年度概算要求において 17 百万円を要求する予定。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記予算措置は、当該特別給付金の支給、本要望による非課税措置及び差押禁止措置実施の前提となる。
	要望の措置の妥当性	非課税措置及び差押禁止措置を講ずることで、特別給付金の法定額の満額を支給することにより、戦傷病者等の妻に対して国として慰藉を行うという特別給付金の目的が十分に達成されることとなる。
	ページ	25-2

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>平成 18 年度の特別給付金に係る国債の発行件数は戦傷病者等の妻に対して支給される特別給付金が約 2 万 5 千件、平病死した戦傷病者の妻に対して支給される特別給付金が約 1 万 6 千件である。</p>
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>—</p>
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>特別給付金に係る非課税措置及び差押禁止措置により、慰藉を行うために適当とされた法定の額を満額受給できるようにすることで、特別給付金を支給することにより、戦傷病者等の妻に対し、国として特別の慰藉を行うという政策目的が十分に達成されてきている。</p>
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>戦傷病者等の妻に対して、国として特別の慰藉を行う。</p>
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>特別給付金に係る非課税措置及び差押禁止措置により、慰藉を行うために適当とされた法定の額を満額受給できるようにすることで、特別給付金を支給することにより、戦傷病者等の妻に対し、国として特別の慰藉を行うという政策目的が十分に達成されてきている。</p>
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>特別給付金に係る非課税措置は、制度創設当初（昭和 41 年）より講じられてきている。</p>